

近畿地方整備局

資料配布

配布日時

平成19年7月12日

14:00

件名

第31回世界遺産委員会での「大和北道路」の審査について

概要

「第31回世界遺産委員会」(6/23～7/2、開催地：ニュージーランドのクライストチャーチ)において、「古都・奈良の文化財」の保全状況について審査されました。

今回の委員会では、日本政府が平成19年1月に世界遺産委員会へ報告した対応方針に留意し、選定したルートについては満足できる結果として評価されました。

また、高速道路の建設によって、文化遺産の価値を失うような地下水位の変動を起さないためにも環境影響評価に対する意見や技術検討結果について慎重に検討するよう要請されました。

今回の決議で要請された内容については、引き続きユネスコと意見交換を行い対応してまいります。

国土交通省としては、今後とも関係機関と連携しつつ、引き続き地域住民への情報提供を行い、幅広くご意見を伺いながら、貴重な文化財の保全と調和のとれた大和北道路計画を進めてまいります。

取り扱い

配布場所

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
奈良県政記者クラブ、奈良県文化教育記者クラブ

問合せ先

近畿地方整備局 道路部

道路計画第一課長

石井克尚 (内線4211)

道路計画第一課

課長補佐

山田雅義 (内線4213)

電話：[代表] 06-6942-1141

[直通] 06-6941-7435

72. Historic Monuments of Ancient Nara (Japan) (C 870)

Decision: 31 COM 7B.72

The World Heritage Committee,

1. Having examined Document WHC-07/31.COM/7B,
2. Recalling Decisions 28 COM 15B.64 and 30 COM 7B.67, adopted at its 28th (Suzhou, 2004) and 30th (Vilnius, 2006) sessions respectively,
3. Takes note of the information provided by the State Party concerning the modalities for the Environmental Impact Assessment (EIA) for the proposed Yamato-Kita express highway and the traffic management plan under development;
4. Also takes note, with satisfaction, that the route selected for the proposed express highway runs outside the core and along the periphery of the buffer zones of the property;
5. Requests the State Party to consider very carefully all existing opinions and technical studies in the process of preparing that EIA for the final proposal, so as to ensure that the express highway will not cause any alteration to the water table levels in areas of archaeological significance, which could result in loss of precious relics;
6. Also requests the State Party to share with the World Heritage Centre the final version of the EIA as soon as finalised and before a final decision is taken by the Urban Planning Council of the Nara prefecture;
7. Considering that the use for large-scale events of the archaeological area of the Heijo Palace within the core zone of the property, including the building of structures, presents a potential risk for the conservation of the fragile remains buried underground, and should normally be avoided,
8. Further requests the State Party to carefully review the plans for the commemorative events for the 1300th Anniversary of Nara in 2010 on the site of the Heijo palace and pay its utmost attention to ensure that they will not cause any negative impact on the archaeological remains buried underground, or on the visual integrity of the landscape of the property;
9. Requests the State Party to submit to the World Heritage Centre by 1 February 2008, a report on the state of conservation of the property, with particular regard to the progress made in the EIA for the Yamato-Kita express highway and the review of the plans for the 1300th anniversary of Nara, for examination by the Committee at its 32nd session in 2008.

参考（国土交通省近畿地方整備局仮訳）

世界遺産委員会は

1. 文書 WHC-07/31.COM/7B を検討し、
2. 第 28 会期(蘇州、2004)、第 30 会期(ビリニュス、2006)でそれぞれ採択された決定 28 COM 15B.64、決定 30 COM 7B.67 を想起し、
3. 計画中の大和北道路の環境影響評価と交通マネジメント計画に関して、締結国より提供された情報に留意し、
4. また、選定されたルートが遺産のコアゾーンの外側でバッファゾーンの周囲に沿って通るということを満足できる結果として留意し、
5. 締結国に対し、その文化遺産の価値を失うような地下水面の変動が高速道路建設によってもたらされないことを証明するため環境影響評価の最終提案に対するあらゆる意見、技術検討結果を慎重に検討するよう要請し、
6. また、締結国に対し、環境影響評価の最終案が出来次第、奈良県の都市計画審議会で最終決定が下される前に世界遺産センターに提出するよう要請し、
7. 遺産のコアゾーン内側の考古学的地域、平城宮エリアでの建造物の建設を含む大規模なイベントは、埋蔵されているもろく壊れやすい遺産の保護にリスクがあり、通常はそのような事態は回避されるべきであるが、
8. さらに、締結国に対し、2010 年に平城宮跡で実施される 1300 年記念事業について慎重に再検討し、埋蔵文化財、文化財の景観的資源にいかなる悪影響も及ぼさないよう特に細心の注意を払うよう要請し、
9. 締結国に対し、2008 年の第 32 会期における委員会の審査のために、2008 年 2 月 1 日までに、この遺産の保全状態の報告書、大和北道路環境影響評価書と平城京 1300 年記念事業計画の再検討についての報告書を提出するよう要請する。

<参考> 大和北道路に関するこれまでの検討状況

■国土交通省の検討経緯

- 2001年7月～2002年 3月 「地下水検討委員会」での検討
 - ・道路事業予定区域について地下水の現状分析、道路建設による地下水挙動について予測評価を実施
 - ・京都大学大学院工学研究科 大西教授他4名の学識経験者で構成

- 2002年3月～2002年 7月 「文化財検討委員会」での検討
 - ・平城京跡及びその周辺地域について埋蔵文化財保護への配慮事項を検討
 - ・学習院大学文学部 笹山教授他7名の学識経験者で構成

- 2002年9月～2003年10月 「大和北道路有識者委員会」での検討
 - ・道路事業の透明性を確保するためP I（パブリックインボルブメント）手続きを導入し、推奨すべきルート及び構造について提言
 - ・近畿大学経営学部 斎藤教授他5名の学識経験者で構成

■奈良県都市計画審議会での手続きの状況

- 2004年11月～2004年12月 環境影響評価方法書の公告縦覧
- 2006年 9月～2006年10月 環境影響評価準備書及び都市計画案の公告縦覧

■ユネスコ関係の経緯

- 2003年 6月～2003年 7月 第27回世界遺産委員会開催[パリ]
 - ・世界遺産の保存を確実に行うこと
 - ・引き続き地域住民に対する情報提供に努めること 等

- 2004年 2月 日本政府が世界遺産委員会に書簡を提出
 - ・現在までのP Iを含む検討状況について報告

- 2004年 6月～2004年 7月 第28回世界遺産委員会開催[蘇州(中国)]
 - ・世界遺産の保存を確実に行うよう引き続き努力すること
 - ・地下水に対する影響を最小にすること
 - ・引き続き地域住民等に情報提供すること 等

- 2006年 2月 日本政府が世界遺産委員会に書簡を提出
 - ・現在の検討状況（トンネル構造による地下水への影響、地域住民等への情報提供など）について報告

- 2006年 7月 第30回世界遺産委員会開催[ビリニユス(リトアニア)]
 - ・環境影響評価の作成を独立したコンサルタントに委託する可能性を検討すること
 - ・環境影響評価において代替ルートの検討も行うこと
 - ・高速道路の計画が変更困難となる前に環境影響評価の結果及びそのプロセスを記述した報告書を提出すること 等

- 2007年 1月 日本政府が世界遺産委員会に書簡を提出
 - ・第30回世界遺産委員会の決議に対する日本政府の対応方針について報告

第30回世界遺産委員会の決議で要請された内容についての日本政府の対応方針(仮訳・抜粋)

1. 決議文第5項について

決議文抜粋(仮訳)

5. 日本国に対し、高速道路建設計画についての環境影響評価の作成を、そのために雇用された独立したコンサルタントに委託する可能性について検討するよう促す

(日本政府の対応方針:仮訳)

1. 大和北道路の環境影響評価は、日本政府が設置した、大学教授等の学識経験者で構成する3つの独立した委員会(地下水検討委員会、文化財検討委員会、大和北道路有識者委員会)を通じてのルート・構造の検討を行い、現在は事業主体とは別の独立した組織である都市計画審議会での審議を行っている。
2. これまでの大和北道路の検討において、奈良文化財研究所の田辺征夫所長及び京都大学大学院の大西有三教授には、常に日本政府から独立した立場で、検討に参加して頂いているところである。そこで、日本政府は、両者に、今後も引き続き日本政府から独立した立場で検討に参加して頂き、大和北道路の計画段階から事業完了後の評価段階まで両者に適宜了解を頂きながら手続きを進めていくこととする。
3. さらに、大和北道路の検討等において、日本政府が活用するコンサルタントについても、大和北道路の計画段階から事業完了後の評価段階までの間、より客観性と透明性を持たせるために、同一のコンサルタントを使い続けず、各段階で異なるコンサルタントに委託することとする。
4. このような実効性のある取り組みを行うことにより、日本政府は、独立したコンサルタントに委託することと同等の客観性、透明性が得られると考えている。

2. 決議文第6項について

決議文抜粋(仮訳)

6. 日本国に対し、環境評価報告は、高速道路の路線についての異なる選択肢の検討及び提案される選択肢が、必要な軽減措置により、奈良の世界遺産に対する潜在的影響を最小とするものであることを証明する費用便益分析を含むことを確保するよう要請する

(日本政府の対応方針:仮訳)

1. 大和北道路のルートの選定にあたっては、10本の比較ルートの中から交通の利便性や建設コストのみならず、環境や文化財への影響を評価し

て検討を行ってきている。その結果、これらの評価項目を包括的に判断し、道路計画ルートをもとに10ルートから4ルートに絞り込んだ。さらに、文化財保護、景観への配慮から2ルートに絞り込んだ。そして、その2ルートについて、より詳細な検討を行い、以下に示した4つの観点から、現在、環境影響評価を行っているルート案に絞り込んだ。

- a. 木簡が埋蔵されていると言われている地下水層(第1帯水層)への影響が極めて小さいと考えられる。
 - b. 奈良市内は地下トンネル構造を採用していて世界遺産「古都奈良の文化財」を構成している景観への影響を排除できる。
 - c. 交通渋滞や交通事故の多発といった奈良市・大和郡山市域の交通問題に対して、十分効果が発揮できる。
 - d. 平城宮跡からの離隔距離を大きくとらなければならない。
2. 奈良の世界遺産への影響を含めた損益分析については、大和北道路有識者委員会によって検討されている。

3. 決議文第7項について

決議文抜粋(仮訳)

7. 日本国に対し、2007年の第31回会期における委員会の審査のために遅くとも2007年2月1日までに環境影響評価の結果とその作成のための手続きを記述した報告書を世界遺産センターに提出することを要請する。この報告書は、環境影響評価の手続きが完了次第提出されるべきであり、いかなる場合においても、高速道路の建設計画について、翻すことが困難になる決定がとられる前に提出されるべきである

(日本政府の対応方針:仮訳)

1. 大和北道路の環境影響評価手続き完了までは、少なくとも2007年一杯は時間を要することから、本書簡では、「大和北道路の環境影響評価の現状とその作成のためにとられたプロセス」の報告を行う。
2. なお、大和北道路の環境影響評価手続きが完了次第、日本政府は、環境影響評価の結果とその作成のためにとられたプロセスを記した報告書を提出する。